

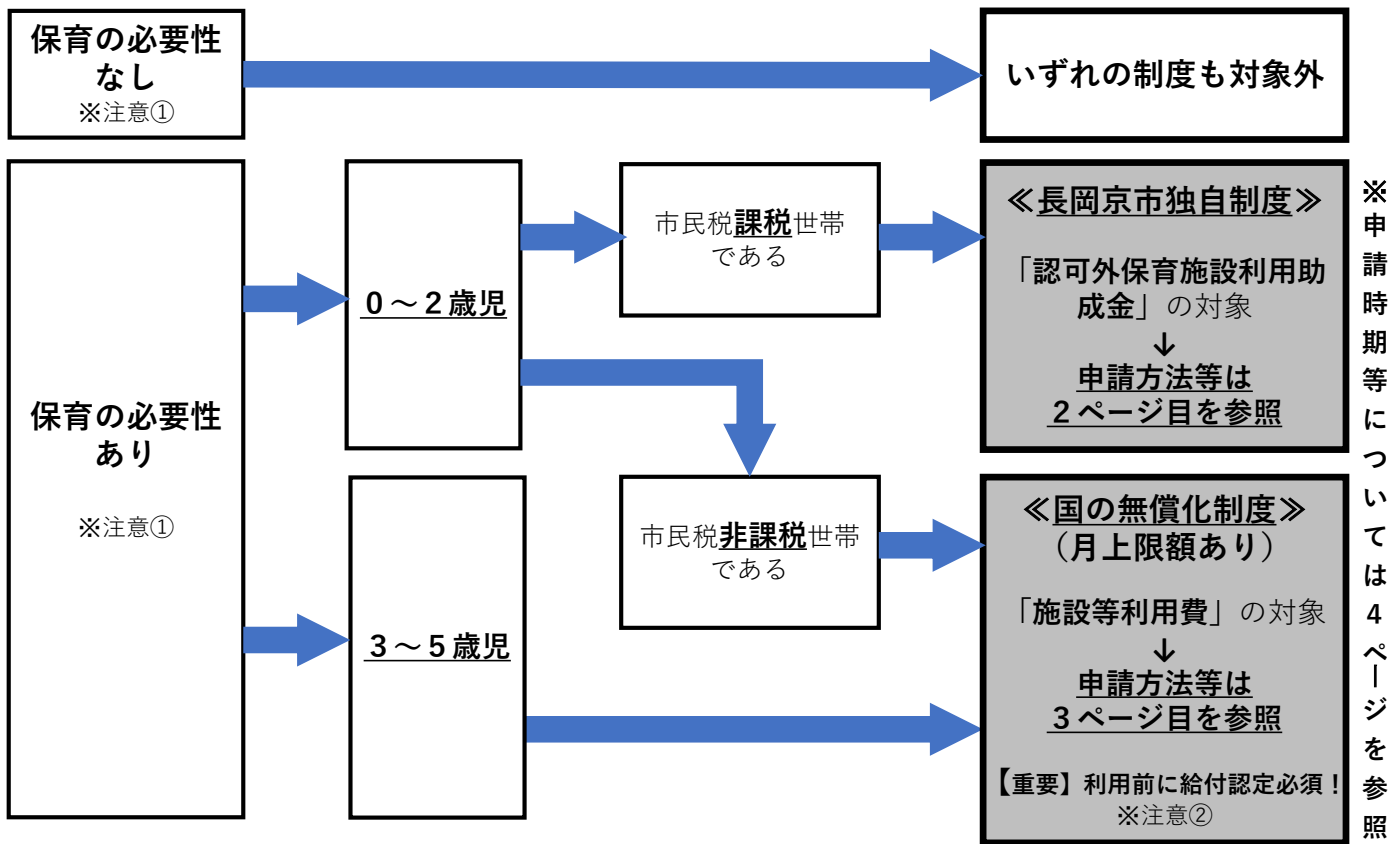
国の無償化制度

- ・ 3～5歳児及び0～2歳児の市民税非課税世帯で、保育の必要性があり、かつ認可外保育施設等を利用している児童の利用料は上限額の範囲内で無償化の対象となります。

長岡京市独自制度

- ・ 国の無償化の対象外となる0～2歳児の市民税課税世帯で認可外保育施設（事業所内保育事業及び企業主導型保育事業を除く）に保育を委託している児童については市独自で助成を行っています。
- ・ 自身がどちらの制度の対象となるかは下記のフローチャートで確認いただき、それぞれ所定の様式での申請をお願いします。

認可外保育施設等利用者の助成金等フローチャート



※申請時期等については4ページを参照

認可の保育園や認定こども園、小規模保育施設、企業主導型保育事業等を利用されている方については、認可外保育施設等利用分はいずれの制度も対象外となります。

注意①
「保育の必要性の有無」とは、保護者のいずれもが、就労（月64時間以上）等の要件により家庭での保育ができない状況であるかどうかを指し、原則認可の保育施設の入所基準に準じています。

注意②
国の無償化制度「施設等利用費」の対象となる方については、保育サービス利用前に長岡京市から施設等利用給付認定の「新3号認定（0～2歳児市民税非課税世帯）」または「新2号認定（3～5歳児）」を受ける必要があります。認定の遡及は行いませんので、必ず保育サービスを利用する前に認定手続きをお済ませください。

認可外保育施設利用助成金（長岡京市独自制度）

支給要件 次の全ての要件を満たしていることが必要です。

- 1 令和5年4月1日現在の満年齢が2歳以下である。
- 2 保育委託期間中、児童および保護者が長岡京市内に住所を有し居住している。
- 3 **月極めで1カ月に10日以上利用しており**、保護者のいずれもが、**就労※1・出産※2・疾病・介護等**により家庭での保育ができず、認可外保育施設（事業所内保育所及び企業主導型保育事業を除く）に児童の保育を委託している。

*当該児童が国の無償化制度（施設等利用費）により支給を受けている場合は、本助成金は対象外です。

※1 就労とは1カ月64時間以上の勤務をいい**育児休業中および求職期間中は支給対象外**です。

※2 出産の場合、出産予定日前8週間以内と出産日後8週間以内が対象です。

支給対象期間

生後57日目の属する月の翌月から、満3歳を経過した日の属する年度の終わりまで。

申請書類等

申請書及び領収書は、子育て支援課または市内の認可外保育施設等でお渡ししております。
※年度毎に、3ヶ月に一度請求手続きが必要です。請求時期等については4ページを参照。

必要書類	備考
①申請書（第1号様式）	毎回必要
②領収証兼子育て支援提供証明書	毎回必要 ご利用の認可外保育施設から証明を受けてください
③保育が必要なことを証明する書類 就労：就労証明書（自営業の方は直近の確定申告または開業届の写しも添付） 出産：母子手帳（出産予定日欄の写し）等 疾病：診断書（長岡京市指定用紙）、障がい者手帳の写し等 上記以外：「令和5年度保育施設入所案内」をご参照ください	・初回申込時は 必ず必要 です。 ・2回目以降は10月～12月分申請時に添付 *10月～12月分を申請しない場合は1月～3月分申請時にご提出ください ・就労証明書の就労実績欄は 請求月の勤務日数が記載されたもの をご提出ください *10日以上勤務が確認できない月は対象外となります。 ※要件の変更（例：就労→出産要件）がある場合には、速やかに書類をご提出願います。
④きょうだい児加算申請書	該当者のみ提出
⑤市町村民税課税証明書または海外勤務者賃金支払額証明書	該当者のみ提出 ・4月～6月分の申請で、 保護者が令和4年1月1日時点、市外（海外）在住の場合 ⇒令和4年度課税証明書（令和3年分海外勤務者賃金支払額証明書） ・7月～9月分の申請で、 保護者が令和4年1月1日時点、市外（海外）在住の場合 ⇒令和4年度課税証明書（令和3年分海外勤務者賃金支払額証明書） 保護者が令和5年1月1日時点、市外（海外）在住の場合 ⇒令和5年度課税証明書（令和4年分海外勤務者賃金支払額証明書） ・10月以降分の申請で、 保護者が令和5年1月1日時点、市外（海外）在住の場合 ⇒令和5年度課税証明書（令和4年分海外勤務者賃金支払額証明書）

- ・④⑤の書類については年度内で一度提出すれば、次回以降の申請時は提出不要です
- ・就労先等に確認を行う場合がありますので、ご了承ください。
- ・証明書類等についてご不明な点等ございましたら子育て支援課保育係へお問い合わせください。

支給額

	所得階層区分	月額
市民税 課税世帯	均等割のみ課税及び所得割額48,600円未満	32,000円
	所得割額48,600円以上97,000円未満	25,000円
	所得割額97,000円以上134,000円未満	18,000円
	所得割額134,000円以上187,000円未満	11,000円
	所得割額187,000円以上	4,000円

- ・保護者の市民税額により上表のとおり支給します。ただし、各月に施設に支払った保育料と比較し、低い方を支給します。
- ・4月～8月分は前年度市民税額、9月～3月分は現年度市民税額で、住宅借入金等の特別控除の適用前で算定します。
- ・同一世帯で2人以上の児童が認可外保育施設、認可保育所、幼稚園等を利用している場合で、申請児童が最年長の児童から数えて、第2子に該当する場合は10,000円を、第3子以降に該当する場合は30,000円を加算しますので、第2号様式の申請書をご提出ください。
(ただし、上限額は月42,000円となります。)
- ・また、世帯の市民税所得割額の合計が169,000円未満であり、18歳未満の児童が3人以上いる世帯で、申請児童が最年長の児童から数えて、第3子以降に該当する場合は月額42,000円と施設に支払った保育料とを比較し、低い方を支給します。

施設等利用費（国の無償化制度）

支給要件

認定後に利用した保育サービスのみが無償化の対象となります。

※保育サービスを利用する前に認定の手続きをお済ませください。

1ページ目のフローチャートに基づき、施設等利用給付認定の「新3号認定」または「新2号認定」を受け、認定期間内に「認可外保育施設等」（※）を利用している。

(※) 「認可外保育施設等」とは...

都道府県等に届出をした認可外保育施設（ベビーシッター、事業所内保育所含む）・一時預かり事業・病児保育事業・ファミリーサポートセンター事業（預かりのみ）であって所在市町村からの確認をうけた施設等のことを指します。

支給対象期間

施設等利用給付認定の「新3号認定」または「新2号認定」の有効期間内。

請求書類等

請求様式は、子育て支援課または市内の認可外保育施設等でお渡ししております。

※3ヶ月に一度請求手続きが必要です。請求時期等については4ページを参照願います。

必要書類	備考
①施設等利用費請求書（償還払い用）	毎回必要
②領収書兼子育て支援提供証明書 または領収証及び子育て提供証明書	毎回必要 サービスを利用した各施設等から証明書の発行を受けてください
③保育が必要な状況を証明する書類	・年度毎初回の請求時に必要 ・要件の変更がある場合は速やかに書類提出が必要

支給額

支給認定区分	月上限額
新3号認定	42,000 円
新2号認定	37,000 円

- ・ 月上限額を上表のとおりとし、実際に支払ったサービス利用費と比較して、低い方を支給します。
- ・ 上限額の範囲内であれば、認可外保育施設等の複数のサービスを組み合わせて無償化の対象とすることができます。
ただし、幼稚園及び認定こども園（幼稚園部分）に所属している場合は、在籍する幼稚園及び認定こども園で行っている預かり保育事業が教育時間を含め1日8時間を下回る場合、または、預かり保育事業の実施が年間200日未満の場合のみ、認可外保育施設の保育料が無償化の対象となります。
また、認可の保育園や認定こども園、小規模保育施設、企業主導型保育事業等を利用されている方については、認可外保育施設等利用分は無償化の対象外となります。

共通事項

令和5年度 申請受付期間等

	申請受付期間 (土日祝祭日除く)	就労証明月	支給予定日
4～6月分	7月3日～25日	4・5・6月	8月下旬
7～9月分	10月2日～25日	7・8・9月	11月下旬
10～12月分	1月4日～25日	10・11・12月	2月下旬
1～3月分	4月1日～25日	1・2・3月	5月下旬

提出先：長岡京市子育て支援課 保育係

※申請受付期間を過ぎると支給できない場合がありますのでご注意ください。

(最終日の受付締切は17:00まで)

- ・ 書類に不備がある場合はお返しすることがありますので、必要書類をよくご確認の上、提出願います。

支給方法

- ・ 申請時に振込先となる金融機関の普通預金口座を指定してください。
(振込口座の名義人は、申請者と同一になるようにしてください。)

【問い合わせ先】

長岡京市健康福祉部 子育て支援課 保育係 075-955-9518